

引越荷物を対象とした外航貨物海上保険(契約者を株式会社日新、被保険者を荷主の皆さまとした引受方式)にご加入いただく荷主の皆さまへ(必ずお読みください。)

ご加入時にご注意いただきたいこと

- ◇この書面では、株式会社日新(以下当社といいます。)が契約者となり、損保ジャパン日本興亜との間で締結している外航貨物海上保険の内容についての重要な事項を記載しておりますので、十分にご確認ください。
 - ◇この保険は、当社に引越荷物にかかわる輸送、通関業務および各種輸出入にかかわる実務を依頼される荷主の皆さま(荷送人)向けの任意でご加入いただく外航貨物海上保険です。
- ※こちらの保険内容以外でのご加入を希望される場合は、当社までお問い合わせください。**

当社が損保ジャパン日本興亜と締結している外航貨物海上保険の主な契約内容は、次のとおりです。この書面では、この保険の内容のうち重要な事項のみを記載しております。(詳しくは当社までお問い合わせください。)

1. 引越荷物を対象とした外航貨物海上保険

この引越荷物を対象とした外航貨物海上保険は、当社に輸送、通関業務および各種輸出入にかかわる実務を依頼されるお客さま向け専用商品です。したがって、この保険は当社に引越荷物にかかわる輸送、通関業務および各種輸出入にかかわる実務を依頼され、引越荷物を対象とした外航貨物海上保険にご加入いただいたお客さまの事故のみが補償の対象となります。

2. 引越荷物を対象とした外航貨物海上保険の主な概要

1 保険金をお支払いする主な損害

国際貿易取引は世界各国で行われるため、外航貨物海上保険も、どの地域でも使用可能でなければなりません。損保ジャパン日本興亜では、ロンドン保険市場で制定された2009年協会貨物約款(Institute Cargo Clauses、以下ICCといいます。)等を使用して引き受けています。

- ①海上危険
 - 基本的な条件には3種類の海上輸送用約款ICC(A)、(B)、(C)および航空輸送用約款ICC(Air)の4種類があります。それぞれについて保険金がお支払される主な損害は下表のとおりです。

主な損害の種類	保険条件			
	A	B	C	Air
火災・爆発	○	○	○	○
船舶・はしけの座礁・乗揚・沈没・転覆	○	○	○	○
陸上輸送用具の転覆・脱線	○	○	○	○
船舶・はしけ・輸送用具の、水以外の他物との衝突・接触	○	○	○	○
避難港における貨物の荷卸	○	○	○	○
投荷	○	○	○	○
波ざらい	○	○	△注1	○
地震・噴火・雷	○	○	●	○
海水、湖水、河川の水の船舶・はしけ・船倉・輸送用具・コンテナ・保管場所への侵入	○	○	△注1	○
船舶・はしけへの積込またはそれからの荷卸中の水没・落下による梱包1個ごとの全損	○	○	△注2	○
悪意ある行為、破壊行為またはサボタージュ、海賊による損害	○	△注3	△注3	○
雨・雪等による濡れ	○	●	●	○
破損・まがり・へこみ	○	●	●	○
擦損・かぎ損	○	●	●	○
虫食い・ねずみ食い	○	●	●	○
盗難・抜き荷・不着	○	●	●	○
漏出・不足	○	●	●	○
汚染・混合	○	●	●	○
共同海損・救助料、経搬費用、損害防止費用	○	○	○	○

- ・・・保険金がお支払されます。
- △・・・下記「注」にしたがい、保険金がお支払されます。
- ・・・保険金がお支払されません。
- ・・・別途特約を付帯いただいた場合に保険金がお支払されます。
- 注1:自動付帯する“追加危険担保約款(Additional Risk Clause for ICC(C))”により、「全損」のみ補償されます。
- 注2:自動付帯する“追加危険担保約款(Additional Risk Clause for ICC(C))”により、補償されます。
- 注3:自動付帯する“2009年貨物海上保険にかかわる追加規定(Supplementary Provisions of Marine Insurance 2009)”により補償されます。

- ②戦争危険・ストライキ危険
 - 戦争危険・ストライキ危険は、協会戦争約款(Institute War Clauses)および協会ストライキ約款(Institute Strikes Clauses)により補償されます。

- 保険金をお支払いする主な事故例(詳しくは適用約款をご覧ください。)
- 輸送中にタンスが破損した。(修理可能な場合は、タンスの修理費用または時価(損害が生じた地および時における価額(以下同じです。))のいずれか低い額をお支払いします。)
- 輸送中に洋服が汚れてしまった。(クリーニング費用をお支払いします。)

- 搬入中に6客あるコーヒーカップのうち、2客が割れてしまった。(割れた2客分について保険金をお支払いします。)
- ※セット(6客)分全額についてはお支払いできません。 など

2 付帯されている主な特別約款およびその概要(詳しくは適用約款をご覧ください。)

- ・Special Clause for Personal Effects for Messrs. NISSIN
- ・Special Clause for Subrogation Waiver

3. この保険の対象とならない貨物

* Special Clause for Personal Effects for Messrs. NISSINの内容に基づいております。

次の①～⑧に掲げる貨物は、この保険の対象となる貨物には含まれません。

- ①貨紙幣、有価証券類、②自動車、オートバイ、③生動物、④植物、種子
- ⑤記念品、コレクション、記念写真、表彰状、卒業証書、資格認定書、私信等価値の算定が不可能で代替品の入手困難なもの
- ⑥書類、設計書、図案その他これらに準ずるもの、テープ・カード・ディスク・ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
- ⑦1点または1組の価額が30万円を超える絵画・美術品・骨董品
- ⑧1点または1組の価額が100万円を超える引越荷物

4. 保険期間

* Special Clause for Personal Effects for Messrs. NISSINの内容に基づいております。

この保険は、積出地において、当社が引越作業に着手した時から、海外の転居先またはご指定先へお届けするまで、海上・航空・陸上の輸送中を切れ目なく保険期間としています。また、梱包のための保管など、倉庫での保管が30日を超える場合には事前に期間延長手続きを行っていただく必要がございます。

(注)戦争危険・ストライキ危険の保険期間はそれぞれ当社までお問い合わせください。

5. 保険価額および保険金額の設定

* Special Clause for Personal Effects for Messrs. NISSINの内容に基づいております。

- 1点または1組の貨物の保険価額は、到着の地および時における時価額とします。1点または1組の貨物の保険金額は、添付のInventory Listに明記されているものとします。
- Inventory List等にて申告された引越荷物明細金額の合計額が保険金額となります。

6. 保険料率

- 海上危険料率(Marine Rate)と戦争危険・ストライキ危険料率(War & Strikes Rate)とに分かれ、保険金額に対する割合(%)で表示されます。
- 戦争危険・ストライキ危険料率(War & Strikes Rate)は、地域の情勢によって変動することがあります。
- 海上輸送される貨物については、使用される船舶が一定の要件(船種・船齢・船級等)を満たしていることを前提に海上危険料率を設定しております。したがって、実際に使用される船舶が一定の要件を満たしていない場合は、割増保険料をお支払いいただいたり、保険条件・料率を変更させていただくことがあります。

7. 保険料のご負担額について

- 当社が契約者となるこの保険の保険料は、保険金額の他に目的地・貨物の種類・輸送経路・輸送用具によって決定されます。具体的な金額ならびに払い込みに関する取扱いにつきましては当社までお問い合わせください。
- 最低保険料は1申込につき、3,000円となります。(ただし、外貨建契約の場合は、損保ジャパン日本興亜が個別に最低保険料を定めている通貨ではその金額、その他の通貨では3,000円相当額を最低保険料とします。)

8. 外貨建契約の場合のご注意点

保険契約者が日本の居住者の場合、保険料のお支払いは通常円貨で行われております。したがって、外貨建契約の場合は算出された外貨表示の保険料を円貨に換算することが必要となりますが、この場合の換算率は次のとおりとなります。

原則として、確定通知申込み受付日の前日の、三菱東京UFJ銀行本店の電信売相場(T.T.S.)の終値(当該日にT.T.S.の終値が公示されなかった場合は、さかのぼってもっとも近い日のT.T.S.の終値)を使用します。

なお、保険金については、支払い保険金の金額につき協定した日の前日の三菱東京UFJ銀行本店の電信売相場(T.T.S.)の終値(当該日にT.T.S.の終値が公示されなかった場合は、さかのぼってもっとも近い日のT.T.S.の終値)を使用します。したがって、保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合は、為替レートの変動により、円貨でお支払いする保険金が保険契約締結時に比し下回る場合がありますのでご注意ください。

(注) 個人のお客さま(個人事業主を除きます。)が保険契約者となる場合は、保険金額を外貨建とすることはできません。

9. ご加入時、ご加入後にご注意いただきたいこと

1. ご加入時における注意事項

- (1) この保険にご加入いただく荷主の皆さまは、「保険申込書(CARGO APPLICATION)」「(Marine Quotation(見積書)を含む付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)」の記載事項全般について、当社または損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げてください。
- (2) ご加入の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(注) 「対象貨物」、「輸送用具」、「輸送区間」、「ご契約に適用される特別約款等で規定される告知事項」、「同一貨物に他の保険契約があること」 など

2. ご加入後における注意事項

- (1) 次のような場合は、あらかじめまたは遅滞なく、当社までご通知ください。
 - ・「保険申込書(CARGO APPLICATION)」「(Marine Quotation(見積書)を含む付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)」の記載事項に変更を生じさせる事実が発生した場合
 - ・危険の著しい変更または増加があった事実を知った場合
 - ・ICC第9条、ICC(Air)第7条(運送契約の打ち切り)により担保の継続を要請する場合
 - ・ICC第10条、ICC(Air)第8条(航海の変更)により仕向地を変更し、担保の継続を要請する場合
 - ・ご契約に適用される特別約款等で規定される通知義務事項が発生した場合

また、ご契約者の住所等を変更される場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができなくなります。

- (2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがありますのでご注意ください。なお、保険の目的物自体の変更については、お引き受けできない場合もありますのでご注意ください。

10. 保険金のお支払い

■ お支払いする保険金の種類は以下のとおりとなります。

- ① 貨物に生じた損害
貨物に生じた損害に対してご契約いただいた基本条件・特別約款等にしたがって保険金をお支払いします。
- ② 費用の損害
上記①のほかに、次の費用に対して基本条件・特別約款等に基づいて保険金をお支払いします。
 - ・損害防止費用 … 損害の回避または軽減のために、被保険者またはその代理人によって支出された費用
 - ・共同海損(分担額) … 共同海損の犠牲損害または費用損害につき、荷主たる被保険者が救助された自己の貨物の価額に応じて分担することになった金額
 - ・救助料 … 第三者の任意による船舶または貨物の救助行為に対し、被救助物の所有者がその任意救助者に支払う報酬
 - ・継搬費用 … 貨物または輸送用具に保険の支払い対象となる事故が発生し、輸送が途中で打ち切られた場合に、貨物を仕向地へ輸送するために適切かつ合理的に支出された費用(戦争・ストライキ危険を除きます。)

■ 保険金の支払限度額

保険金としてお支払いする額は、1回の事故につき保険金額を限度とします。ただし、損害防止費用については、他の損害額と合算して保険金額を超過した場合でも、これをお支払いします。

11. 保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
 - ① 被保険者の故意の違法行為
 - ② 貨物の通常の漏損、重量もしくは容積の通常の減少または自然の消耗
 - ③ 梱包または準備の不十分または不適切(ただし、その梱包または準備が、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合にかぎります。なお、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含みません。)
 - ④ 貨物の固有の瑕疵(かし)または性質
 - ⑤ 遅延(ただし、共同海損および救助料として支払う費用を除きます。)
 - ⑥ 船舶の所有者、管理者、用船者または運航者の支払不能または金銭債務不履行(ただし、貨物を船舶に積み込む時に、被保険者がそのような支払不能または金銭債務不履行が、その航海の通常の遂行の妨げになり得ると知っているか、または通常の業務上当然知っているべきである場合にかぎります。)
 - ⑦ 原子核分裂および/もしくは融合もしくはその他類似の反応または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器または装置の使用(直接であると間接であるとを問いません。)
 - ⑧ 船舶もしくははしけの不堪能、または船舶もしくははしけが貨物の安全な運送に適さないこと(ただし、被保険者が、貨物がこれらの輸送用具に積み込まれる時に、その不堪能または安全な運送に適さないことを知っている場合にかぎります。)
 - ⑨ コンテナまたは輸送用具が貨物の安全な運送に適さないこと(ただし、これらの輸送用具への積み込みが、この保険の危険開始前に行われる場合、または被保険者もしくはその使用人によって行われ、かつ、これらの者が積み込みの時に運送に適さないことを知っている場合にかぎります。)
 - ⑩ 貨物の保管中に発生したテロ行為^(注)または政治的・思想的・宗教的動機から活動する一切の者による損害
 - ⑪ 放射能汚染(ただし、核燃料以外のラジオ・アイソトープは、それが商業用、農業用、医療用、科学用またはその他の同様な平和的目的のために作られ、輸送・保管・使用される場合は除きます。)、化学兵器・生物兵器・生化学兵器・電磁兵器 など

(注) テロ行為とは、法的にあるいは非合法に設立された一切の政体を、武力または暴力によって転覆させあるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者の行為によって生じるものをいいます。

(2)次の場合、保険のお引受けおよび保険金のお支払いができません。
 保険会社が国際連合の決議にもとづく制裁、禁止もしくは制限を受ける恐れがあるとき、または欧州連合、日本国、連合王国もしくはアメリカ合衆国の通商もしくは経済に関わる制裁、法律もしくは規則における制裁、禁止、制限を受ける恐れがあるとき

詳しくは、2009年協会貨物約款(Institute Cargo Clauses)、協会戦争約款(Institute War Clauses)、協会ストライキ約款(Institute Strikes Clauses)およびご契約に適用される特別約款等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

12. 事故が起こった場合

(1)事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。海外における事故の場合は、保険証券あるいは「包括予定保険(Open Policy)」または「特約書(Open Contract)」に記載のクレーム・エージェントまで、ご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(2)保険金のご請求にあたっては、以下の書類等のうち損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要となる書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険証券正本(Original Insurance Policy)、保険金請求書(Claim Note)、委任状(Power of Attorney)など
②	事故日時・事故原因および事故状況が確認できる書類	運送人への事故通知(Claim Notice to Carriers)、運送人からの回答状(Reply from Carriers)、事故状況説明書/契約運送人の原因調査報告書・現認書(Damage Report)、貨物受渡あるいは開梱時の状況を証する書類(Cargo Boat Note、Landing Report、Devanning Report、Equipment Receipt、Remark on Delivery Documentsなど)、盗難届出受理書(Police Report)など
③	貨物の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	(1)被保険貨物に関する事故の場合 送り状(Invoice)、包装明細書(Packing List)、損害品検査書(Loss/Damage Inspection Report)、修理等費用見積書あるいは請求書(Repair Costs Estimate、Repair Costs Invoice)、諸費用請求書、写真、サーベイ・レポート(Survey Report:被保険者からサーベイ手配した場合のみ)など (2)共同海損あるいは救助に関する事故の場合 共同海損宣言書(General Average Declaration)、共同海損盟約書(General Average Bond)、積荷価格申告書(Valuation Paper)など
④	保険の対象となる貨物であることが確認できる書類	送り状(Invoice)、船荷証券(Bill of Lading)または航空運送状(Air Waybill)、あるいはその他運送状(Waybill)、運送契約書など
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(3)賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜にご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

13. 保険会社破綻時の取扱い

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難になり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

14. 個人情報の取扱いに関する事項

保険契約者(当社)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパン日本興亜が、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

②損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

③損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があること。

④損保ジャパン日本興亜が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

損保ジャパン日本興亜の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。

15. クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)について

この保険は、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象とはなりませんのでご注意ください。

16. ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に、お客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険内容がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項が正しく記入されていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の項目について再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、当社までお問い合わせください。

1 ご加入いただく内容がお客さまのご意向に沿ったものかどうか、契約内容をよくご確認ください。
※当初のご意向とお選びいただいたプランや条件が相違する場合は特にご注意ください。

- ・補償の内容(この保険の対象となる貨物、保険金の種類や保険金をお支払いする場合)
- ・保険金額(ご契約金額)
- ・保険期間
- ・保険料・お支払方法(保険料払込み方法)

2 ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

- ・「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

3 お客さまにとって重要な事項をご確認いただきましたか。

- ・特に「保険金をお支払いできない主な場合」等、お客さまにとって不利益となる事項や、「ご加入時、ご加入後にご注意いただきたいこと」に関する事項については、必ずご確認ください。

17. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆ おかけ間違いにご注意ください。

● 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口: 一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

<通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

<受付時間>

平日: 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

● 輸入貨物に事故が起こった場合

輸入貨物に事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口: 事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日: 午後5時～翌日午前9時

土日祝日: 24時間

(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせください。

この書面は株式会社日新が契約者となり、損保ジャパン日本興亜との間で締結している外航貨物海上保険の概要を説明したものです。

【当社お問い合わせ先】

株式会社日新

〒102-8350 東京都千代田区三番町5番地

輸出 Tel : 03-3238-6512 Fax : 03-3238-6518

輸入 Tel : 03-3238-6514

REMOVAL@nissin-tw.com

取扱代理店: 日新興産株式会社

〒231-0813 神奈川県横浜市中区かもめ町9番地

Tel : 045-211-4022 Fax : 045-624-5521

受付時間 8:45～17:00

引受保険会社: 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企業営業第二部第二課

〒102-8350 東京都中央区日本橋2-2-10

Tel : 03-3231-4213 Fax : 03-3231-9923

受付時間 9:00～17:00